令 和 ９ 年 度

川西市留守家庭児童育成クラブ

入 所 の し お り



川西市教育委員会事務局 教育推進部 入園所相談課〔川西市役所3階⑧番カウンター〕
電話：072-740-1215 ／ FAX：072-740-1339
Eメール：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp
所在地：〒666-8501 川西市中央町12番１号
市ホームページ：https://www.city.kawanishi.hyogo.jp
暮らし・手続き→ 教育・学校→ 小学校・中学校→ その他→ 留守家庭児童育成クラブ
右記のQRコードからアクセスできます。

この「入所のしおり」は、令和８年10月31日時点の内容で作成しています。掲載した内容の一部が変更される場合がありますので、ご了承ください。

もくじ

※このしおりにおいては、留守家庭児童育成クラブを「育成クラブ」と表記します。

1. 令和９年度公設育成クラブの一部民間委託の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

2. 育成クラブとは・・P3

3. 入所対象児童について・・P3

4. 育成クラブの概要について

（運営主体・公設育成クラブの詳細・開所日時・休所日等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3～6

5. 育成クラブの費用について（育成料・育成料の減免等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6～8

6. 延長育成について・・・P9

7. 育成クラブの活動について

（育成クラブからの下校・欠席や早退等の連絡方法等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10～11

8. 傷害保険について・・・P11～12

9. 保護者からの届け出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

10. 入所許可の取り消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

11. 令和９年度入所申請方法・申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13～15

12. 令和９年度入所申請受付期間・結果通知時期・注意事項について・・・・・・・・・・・・・P16

13. 入所申請から入所までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

14. 民間育成クラブについて・・P18

15. 育成クラブの待機児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

1. 令和 9 年度公設育成クラブの一部民間委託の実施について

(1)民間委託の導入方針について

本市においては、育成クラブのニーズが増加傾向にあり、特に手厚い保育が必要な低学年の児童を中心に育成クラブの定員数を確保するため、新規クラブの開設や定員の拡大を実施していきたいと考えています。一方で、支援員の確保については課題があることから、令和 9 年度においては、必要な定員数の拡大を図るにあたり、配置する支援員の確保を迅速かつ確実に行うため、一部の公設育成クラブの運営を民間事業者に委託して開設いたします。民間事業者に運営を委託する場合であっても、公設育成クラブとして適切な運営が行われるよう、十分な管理体制を整えてまいります。

1 公設育成クラブとしての運営であること

民間委託する公設育成クラブは、従来と同じく市の定める運営方針、安全基準、職員配置基準に基づいて、運営いたします。また、育成料及び開所日時についても、市が運営する公設育成クラブと違いはありません。

2 児童・保護者が安心して利用できる環境づくり

民間事業者のノウハウを活かしながら、児童・保護者が安心して利用できるクラブ運営となるよう質の高い保育環境を整えてまいります。

(2)民間委託対象校及び運営事業者について

対象校	運営事業者	実績
久代小学校	株式会社　日本デイケアセンター	令和8年度　久代小学校 放課後キッズプレイス運営受託事業者
川西小学校	株式会社　エデュケーショナルネットワーク	令和8年度　川西小学校 放課後キッズプレイス運営受託事業者
緑台小学校	株式会社　日本デイケアセンター	令和8年度　緑台小学校 放課後キッズプレイス運営受託事業者
けやき坂小学校	株式会社　フューチャージニアス	令和2年度～令和8年度 民間育成クラブ「けやキッズ」運営事業者

(3)民間委託対象校における入所説明会の実施について

3 月中旬頃に入所説明会を市と民間事業者の合同で実施します。
・日時・場所等:決まり次第別途お知らせします。
・対象者:①令和 9 年度から初めて入所される児童の保護者
②令和 8 年度(以前)に入所され、引き続き(再度)令和 9 年度に入所される児童の保護者
※P17 に記載の「入所説明会(全体)」を兼ねて行うため、①に該当する方は必ず出席してください。
※②に該当する方は希望者のみ出席してください。

2. 育成クラブとは

・ 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業です。

・ 保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や学校の休業期間において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

3. 入所対象児童について

育成クラブに入所するためには、次に掲げる要件を全て備えていることが必要です。

① 小学校及び特別支援学校小学部に在籍する1年生から6年生の児童であること。
② 保護者が就労により、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上、かつ、午後3時以降まで勤務し、昼間家庭において児童が適切な保育を継続的に受けることができないこと。
（就労以外の理由はしおりP14 参照。）
③ 育成クラブにおける集団での生活が可能であること。
④ 育成クラブの活動に継続性を持たせるため、週3日以上出席できる児童であること。

※ 保護者が育児休業を取得する児童は対象となりません。ただし、4月入所申請に限り、育休復帰は翌月末までに復帰することを条件に申請ができます。
※ 育成料の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。
※ 夏休み等の長期休業中のみの利用はお断りしています。
※ 勤務について、「午後3時以降」とは労働時間のことを指します。通勤時間は含みません。
※ 放課後等デイサービスの利用により週3日の出席を欠く場合は、上記④の要件を備えているとみなします。
（例：週2回育成クラブを利用し、週1回放課後等デイサービスを利用する場合）

4. 育成クラブの概要について

（1）運営主体
①市教委が設置、運営する公設公営の育成クラブ･･･12 小学校及び特別支援学校、22 クラブ
②市教委が設置し、民間事業者が運営する公設民営の育成クラブ･･･4 小学校、9 クラブ
③民間事業者が設置、運営する民間育成クラブ･･･6 クラブ

①及び②はP4 を参照、③は P18 を参照してください
※P4～P17 に記載の内容は公設育成クラブの内容です。

（2）入所定員
各育成クラブ40人程度
※クラブの運営場所等により異なります。

（3）公設育成クラブの詳細

設置する学校	住所	設置・運営	育成クラブの名称	電話(直)・FAX
久代小学校	久代3丁目27番9号	公設民営	オレンジ	(072)759-3094
			アップル	(072)744-1144
			(仮称)メロン (令和9年4月開設予定)	未定 (決まり次第、お知らせします)
加茂小学校	加茂3丁目14番1号	公設公営	さくらんぼ	(072)758-0783
			マスカット	(072)744-0757
川西小学校	栄根1丁目1番1号	公設民営	つくしんぼ	(072)758-3191
			つばめ	(072)768-6662
			めだか	(072)758-3197
桜が丘小学校	日高町4番1号	公設公営	あじさい	(072)758-9434
			すずらん	(072)744-3015
川西北小学校	丸の内町7番1号	公設公営	たつのこ	(072)758-3193
			らっこ	(072)758-3198
明峰小学校	萩原台西3丁目242番地	公設公営	そよかぜ	(072)757-6242
			はるかぜ	(072)757-6249
多田小学校	多田院1丁目4番1号	公設公営	とんぼ	(072)793-4259
多田東小学校	東多田3丁目21番1号	公設公営	こすもす	(072)792-7429
			なでしこ	(072)792-7449
緑台小学校	向陽台1丁目7番地の1	公設民営	たんぽぽ	(072)792-9048
陽明小学校	向陽台3丁目6番地の219	公設公営	ゆうやけ	(072)793-7513
清和台小学校	清和台東2丁目2番地の2	公設公営	ひまわり	(072)799-4191
清和台南小学校	清和台西5丁目1番地の2	公設公営	こんぺいとう	(072)798-0946
			かりんとう	(072)764-7885
川西養護学校	清和台西2丁目3番地の81	公設公営	こんぺいとう分室	(080)4237-9430
けやき坂小学校	けやき坂3丁目1番地の2	公設民営	ぽてと	(072)799-2490
			オリーブ	(072)799-9779
東谷小学校	見野2丁目30番1号	公設公営	やまびこ	(072)794-6982
			どんぐり	(072)794-6983
牧の台小学校	大和東1丁目47番地の1	公設公営	あめんぼ	(072)794-4954
			なのはな	(072)794-7222
北陵小学校	丸山台1丁目3番地の2	公設公営	イルカ	(072)794-3737
			ペンギン	(072)794-6005

（4）開所日及び開所時間

開所日	開所時間	延長育成時間
授業のある日	下校時　～　午後5時	午後5時　～　午後6時30分または午後7時
授業のない日（土曜日）	午前8時　～　午後5時	実施しません
授業のない日（平日）（※1）	午前8時　～　午後5時	午後5時　～　午後6時30分または午後7時

（※1）創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・秋・冬季休業期間中

・ 授業のない日における通所については、通所時間を厳守してください。（開所時間の午前8時よりも早く学校に通所しても、育成クラブは開所していません。児童が外で待機しなければならない状況になりますので危険防止のためにも、午前8時以降の通所にご協力ください。）
・ 児童の送迎については、育成クラブ室までお願いします。
・ 帰宅途中の安全確保が必要であると教育長が判断したときは、帰宅時間を変更することがあります（例：11月～1月（冬季休業終了まで）の間で日没が早い時期、暴風・大雨・雷等の恐れがあるときなど）。
・ 11月～1月（冬季休業終了まで）の間で日没が早い時期の帰宅については、次のいずれかより選択してください。
　◇午後4時30分での帰宅（集団下校）
　◇午後5時までの帰宅（保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎え）
　◇午後6時30分または午後7時までの帰宅（延長育成利用者のみ）
・ 川西養護学校においては、校舎利用の都合上、土曜日・創立記念日・学校行事等の代休日は育成クラブを開設しておりません。

（5）休所日

育成クラブを開所しない日は次のとおりです。

育成クラブを開所しない日（休所日）	
①	日曜日、国民の祝日
②	8月11日から17日まで
③	12月29日から31日まで及び1月2日から3日まで
④	気象警報発令時、災害時等　（※2）
⑤	その他、市長が必要と認める日

（※2）

・ 川西市（こんぺいとう分室は川西市又は猪名川町）に「暴風・暴風雪に関する警報・特別警報」、「氾濫、大雨、土砂災害に関するレベル3警報、レベル4危険警報、レベル5特別警報」のいずれかが発表され、または発表される見込みで学校が臨時休校となる場合、育成クラブは休所とします。
・ 学校の活動時間帯に警報が発表され、午後1時15分までに下校となった場合は、育成クラブは休所とし、児童は学校の指示に従って下校します（状況により変更となる場合があります）。
・ 育成クラブの開所時間中に上記の警報が発表された場合は休所とし、原則育成クラブから緊急連絡先へ連絡してお迎えの依頼をしますので、すみやかにお迎えをお願いします。
・ 土曜日や学校の創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・秋・冬季休業期間中については、警報が午前7時時点で発表中のときは「自宅待機」とし、午前9時までに警報が解除されなければ、その日の育成クラブは休所とします。午前9時までに警報が解除された場合は、解除された時点から開所します（弁当持参）。警報の発令や解除について、育成クラブからお知らせはいたしませんので、必ず保護者の方が警報の情報を確認してください。開所となった際、当初出席予定であったものの欠席する場合は、必ず育成クラブへ連絡してください。

・ 児童の安全面で育成クラブへの通所が危険だと思われる場合、保護者の判断により無理に通所させないようお願いします。特に、午前9時までに警報が解除された場合であっても、普段と通所の時間帯や通学路の状況が異なることがありますので、児童の安全面への配慮についてお願いします。

インフルエンザ等による学校閉鎖または学級・学年閉鎖になったときについては、次のとおりとします。

・ 学校閉鎖(全児童)になった場合は、育成クラブは休所とします。
・ 学級・学年閉鎖の場合は、その当該学級・学年の児童は、育成クラブへ通所することはできません。

5. 育成クラブの費用について

(1)育成料について

児童1人につき月額7,500円です。月途中の入退所や当該月の全てを欠席された場合も、当該月の育成料は全額納付していただきます。

なお、午後5時以降の児童の預かりについては、延長育成料が発生しますので、ご注意ください。

⇒詳しくはP9 を参照してください。

① 納付方法

原則として、金融機関による口座振替でお願いします。振替日は毎月27日(当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)です。

市教委所定の納付書により納付する場合は、下記記載の指定金融機関、川西市役所内指定金融機関派出所、コンビニエンスストア、各行政センター窓口またはスマートフォンアプリによる決済サービスにて、毎月月末(当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)の納期限までに納付してください。納期限までに納付がない場合、延滞金が加算されますのでご注意ください。

《納付書が利用できる金融機関 (令和 8 年10月時点)》

池田泉州銀行、三井住友銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、兵庫六甲農業協同組合、京都銀行、徳島大正銀行、山陰合同銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局(近畿 2 府 4 県) 各本(支)店 他(入園所相談課までお問い合わせください)

《利用できるスマートフォンアプリによる決済サービス(令和 8 年10月時点)》

PayPay、PayB、FamiPay、au PAY、d払い

スマートフォンアプリによる決済サービスの利用については、事前にスマートフォンに専用アプリをインストールし、利用登録、利用可能金融機関の口座設定等を行ったうえ、市教委所定の納付書のバーコードを読み取ってください。

※ 領収書は発行されません。
※ 通信料金は利用者の負担となります。
※ 破損・汚染などによりバーコードが読み取れない納付書は利用いただけません。

② 延滞金

期日内に納付された方との公平性を保つため、納期限内に納付がない場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、育成料に以下の延滞金が加算されます。

期日	令和8年10月時点の延滞金の割合 (変動があります)
納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	年2.8%
納期限の翌日から1カ月経過した日以後	年9.1%

③ 育成料の減免

下表の「減免理由（児童の属する世帯の区分）」に該当する場合は、該当事項に応じて育成料が減免されます。

減免の申請には、育成料減免申請書と添付書類の提出が必要となります。

ただし、川西市が保有する育成料減免適用に必要な情報について、入園所相談課が確認することに同意される場合は、＊1及び＊2の添付書類の提出を省略できます。

※ 区分「1（2）」及び「2（2）」の減免申請について、川西市への転入時期によっては＊2の添付書類の提出が必要な場合があります。また、川西市への転入手続きが未完了の方・ご家族が別世帯の方は、提出が必要です。

※ 年度途中の減免申請については、該当する月の納期（月末、月末が土曜・日曜・祝日の場合はその翌開庁日）までに申請してください。申請前に遡って減免することはできません。

※ 区分「4」は、2人以上の児童を入所させている世帯が対象です。入所するクラブは公設育成クラブ・民間育成クラブを問いませんが、育成料減免申請書の提出先は、児童が入所しているクラブ（公設育成クラブに入所している児童分は入園所相談課、民間育成クラブに入所している児童分は民間育成クラブ）になります。

・ 減免の決定につきましては、申請書類を審査した後、文書で通知します。
・ 申請時及び年度途中に減免の判断をします。各種手当の受給状況及び所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。
・ 年度途中に再度、添付書類の提出を求める場合があります。
・ 生活状況や申告内容（課税・所得・扶養等）、家族構成等に変更があり、事前に連絡をいただいていない場合は、遡って減免を取り消し、育成料を追徴することがあります。申請内容に変更があった場合は必ずご連絡（ご確認）ください。
・ 減免理由「1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯」において、2人以上の児童が公設育成クラブと民間育成クラブをそれぞれ利用する場合、児童の利用状況の変更（入退所等）により減免または取り消しとなるため、変更内容について必ず事前にご連絡ください。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>減免理由
（児童の属する世帯の区分）</th><th>添付書類</th><th>減額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>（1）</td><td>生活保護法の規定による被保護世帯</td><td>生活保護適用証明書 ＊1</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>市民税の所得割が非課税となる世帯</td><td>同居している方全員の住民票の写し＊2
同居している18歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書）＊2</td><td>全額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>（1）</td><td>児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯</td><td>児童扶養手当証書（写し）＊1</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯</td><td>同居している方全員の住民票の写し＊2
同居している18歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書）＊2</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯</td><td>特別児童扶養手当受給証明書（写し）＊1</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td colspan="2">3</td><td>市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯</td><td>り災証明書等</td><td>状況に応じて</td></tr>
<tr><td colspan="2">4</td><td>1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯</td><td></td><td>2人目以降の育成料を、1人目の育成料の2分の1</td></tr>
</table>

（減免理由について）

1(1) 生活保護法の規定による被保護世帯
生活保護を受給している世帯が対象です。

1(2) 市民税の所得割が非課税となる世帯
同居している18歳以上の方全員が、市民税の所得割が非課税となる世帯が対象です。

2(1) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯
児童扶養手当（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給される手当）を受給している世帯が対象です。児童手当ではありませんので、注意してください。

2(2) 児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯
同居している18歳以上の方全員が、一定の所得の額に満たない世帯が対象です。
一定の所得の額は、扶養の人数等によって変わります。

2(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯
特別児童扶養手当（精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当）を受給している世帯が対象です。

3 市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯

4 1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯
公設育成クラブまたは民間育成クラブに、2人以上の児童を入所させている世帯が対象です。公設育成クラブと民間育成クラブの組み合わせも対象となります。

(2)実費費用について

・ 育成料とは別に、校外行事等の事業を実施する場合は実費が必要になります。お支払いについては、直接支援員にお渡しください。

・ 傷害保険加入料及び連絡帳代（1冊）については、育成料に含みます。（連絡帳を紛失された場合、2冊目以降は別途料金が発生します）

6. 延長育成について

（1）延長育成時間及び延長育成料

曜日	延長育成時間	延長育成料（児童1人につき）
月曜日から金曜日 （学校休業日を含む）	午後5時 ～ 午後6時30分	月額3,000円
	午後5時 ～ 午後7時	月額4,000円
土曜日	実施しません	

・ 延長育成を利用する場合は、午後5時までの通常の育成料に加え、利用時間の区分に応じた上記延長育成料が必要です。
・ 通常の育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。
・ 延滞金については、（P6）『5. 育成クラブの費用について』の『②延滞金』と同様です。

（2）対象児童

延長育成に登録できる対象児童は、次のすべての事項に該当する児童です。
・ 育成クラブに入所する児童で保護者の勤務等の理由により、午後5時以降も育成クラブの活動が真に必要であると認められる児童であること。
・ 延長育成利用許可終了時刻（午後6時30分または午後7時）までに、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えが可能である児童であること。

（3）延長育成の登録申請・利用時間の変更申請方法

延長育成の利用を希望する児童の保護者は、延長育成利用申請書をあらかじめ教育委員会に提出し、利用の許可を受けてください（許可は翌月以降となります）。また、年度途中に延長育成の利用時間の変更を希望する保護者は、「延長育成利用時間変更申請書」をあらかじめ教育委員会に提出し、利用時間変更の許可を受けてください（許可は翌月以降となります）。

※ 提出先は、ともに各育成クラブまたは入園所相談課です。

（4）延長育成を利用する児童の下校方法

延長育成を利用する児童の下校については、延長育成利用許可終了時刻（午後6時30分または午後7時）までに、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えが必要です。

※ 延長育成利用許可終了時刻までにお迎えができない場合や、延長育成料の未納が続く場合は、延長育成の利用の許可を取り消すことがあります。

（5）延長育成の一時利用

一時的に延長育成が真に必要であると認められる児童は、その必要な時に延長育成を利用することができます。なお、対象児童及び下校方法については、上記の事項と同じです。

延長育成の一時利用の育成料は、次の表のとおりです。

曜日	延長育成時間	延長育成一時利用の育成料 （児童1人につき）
月曜日から金曜日 （学校休業日を含む）	午後5時 ～ 午後6時30分	1回600円
	午後5時 ～ 午後7時	1回800円
	午後6時30分 ～ 午後7時 （※1）	1回200円
土曜日	実施しません	

・ 月単位での上限額、減免はありません。また、月途中での延長一時利用から延長育成登録への変更はできません。
・ 市教委所定の納付書により納付してください。
・ 川西養護学校では、延長育成を実施しておりません。

（※1）「午後6時30分～午後7時」の延長育成の一時利用については、午後5時～午後6時30分の延長育成（月極）利用者のみ利用できます。

7. 育成クラブの活動について

主な育成クラブの活動は、次のとおりです。 ※川西養護学校においては、別途取扱いとします。

下　　校	育成クラブへ入室〔連絡帳で出席を確認します。〕
↓	
自 主 学 習	宿題など〔自主的に宿題等を学習する習慣を身につけるよう促します。〕
↓	
自 由 遊 び	室内・室外遊び〔生活空間を広げ、異年齢との遊びを通して児童の健全育成を図ります。〕
↓	
清掃・片づけ	班活動など〔責任、役割などの社会性を養います。〕
↓	
終 わりの会	連絡・振り返り・下校指導〔一日の活動の振り返りや連絡事項を確認します。〕
↓	
育成クラブ退室	下校班ごとに帰宅

（1）育成クラブからの下校について

① 支援員による付き添い下校は行いません(緊急時を除く)。

② 帰宅する通学路については、児童とともに確認しておいてください。また、帰宅時の安全指導として、次のこともしっかり守るようご家庭で話し合っていただきますようにお願いします。

・ 交通ルールを守り、同じ方向の児童は、できるだけ一緒に帰るようにすること。
・ 学校で決められた道(通学路)を通り、寄り道をしないこと。
・ 知らない人に誘われても、絶対について行かないこと。

※ 緊急時の対応の方法等についても児童と話し合っておいてください。

③ 支援を必要とする児童の場合は、延長育成を利用しない場合でも、保護者または保護者の代理人(18歳以上)によるお迎えをクラブ室までお願いします。

④ お迎えが午後5時を過ぎた場合、次のとおり延長一時利用料金が必要ですのでご注意ください。

・ 午後6時30分までにお迎え：児童1人1回につき600円
・ 午後7時までにお迎え：児童1人1回につき800円

※延長育成の利用者についても、お迎えが延長育成利用許可終了時刻を過ぎた場合、延長一時利用料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

（2）欠席・早退等の連絡方法について

① 育成クラブの出席・欠席・早退の予定は、必ず連絡帳に書いてお知らせください。児童からの口頭での欠席・早退の連絡は、受け付けません。また、急な欠席・早退や、連絡帳に書き忘れがあるときは、直接、育成クラブに電話(留守番電話メッセージも可)でご連絡ください。

② 早退のときは、連絡帳に育成クラブを退室する時刻をご記入ください。

③ 習い事やその他毎週決まった日の欠席や早退は、育成クラブに届け出てください。また、予定の変更がある時は必ず育成クラブへご連絡ください。

④ 無断欠席のときは、児童の所在と安全確認のために、緊急連絡先、保護者の勤務先または自宅等に連絡することがあります。

⑤ 放課後子ども教室や学校敷地内で行われるスポーツクラブ・文化活動教室の利用など市教委が認める活動への参加を除き、クラブ室への再入室はできません。なお、市教委が認める活動へ参加する場合、支援員の送迎はありません。また、育成クラブから公民館等で行われる放課後子ども教室への移動途中での事故や、夏季休業中に行われる開放プールでの事故等について、市教委では責任を負いかねますのでご了承ください。

（3）非常事態等における対応について

① 学校の活動中に、事件や危険情報が入った場合、学校の対応を鑑みて育成クラブを休所とする場合があります。

② 育成クラブの開所中に、事件や危険情報のため児童の帰宅に安全確保が必要な場合は、育成クラブから保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。

③ 児童の安全面を考慮して、授業終了後の一斉下校や学年ごとの集団下校等が数日間続く場合、詳細は小学校ごとに異なることがありますが、育成クラブにおいては原則として次のとおりとします。

学校が全員での下校をするとき

A)学校の指示に従い集団下校(全児童)で帰宅する。
B)育成クラブに通所し保護者のお迎えによる帰宅をする。
※ AまたはBの選択による帰宅となりますので、事前に話し合っておいてください。

学校が学年ごとに下校をするとき

通常通り、育成クラブでの班別の帰宅を行い、支援員が途中まで付き添います。
※上記の各状況の帰宅について、各家庭で帰宅の方法や児童から保護者への連絡方法、鍵の所持所在等についても話し合っておいてください。

（4）その他、保護者へのお願い

・ 連絡帳は毎日読んでいただき、育成クラブからの連絡内容を確認してください。
・ 給食のない日は、昼食が必要となります。
着替え(下着等)が必要であれば持たせてください。
・ 宿題は「帰ったらすぐにする」という習慣をつけるため、育成クラブにおいても自主的に取り組むよう声かけをします。
・ 保護者等による保育が可能なときは、自宅で保育してください。
・ 学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合は医師の治療を受け、通所の許可があるまで休んでください。なお、治癒後通所するときは、医療機関で「意見書(治癒証明書)」を記入してもらったものを育成クラブに提出してください(既に学校に提出している場合、再提出は不要です)。
※ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び溶連菌感染症の罹患後に育成クラブを利用するは、学校所定の届(保護者記入用)を提出してください(既に学校に提出している場合、再提出は不要です)。
・ 育成クラブに関するお知らせについて、川西市立学校一斉メールシステム(ミマモルメ)を活用する場合がありますので、登録のご協力をお願いします。
・ おやつ提供については、延長育成を利用する児童のうち希望者のみが、事前の保護者からの持ち込みによるおやつ摂取を基本としています。また、延長育成を利用しない児童においても、成長過程、体調、生活スタイルなどから、クラブ利用時間におやつが必要な場合は、事前に利用するクラブにご相談の上、おやつ摂取の申し出ができるように対応しています。なお、おやつの運用ルールに沿った対応にご協力をお願いします。

8. 傷害保険について

（1）傷害保険の加入について

・ 入所を許可された児童は、団体傷害保険に加入します。
・ 保険加入料は、育成料に含まれていますので、別途ご負担いただく必要はありません。

（2）傷害保険の内容について(令和 8 年度に加入の保険)

① 保険名称 :「スポーツ安全保険」(公益財団法人スポーツ安全協会)
② 対象となる事故 :育成クラブの管理下で行われた団体活動と、自宅と育成クラブとの通常経路往復途上の傷害事故等が対象です。
※ 学校管理下における活動中の事故や行き帰りの寄り道による事故は除きます。
※ 公民館等で行われる放課後子ども教室と育成クラブとの移動途中での事故は除きます。

③ 保険金額 ： 死亡:3,000万円　　後遺障害:4,500万円
入院日額:4,000円　　通院日額:1,500円

※ いずれも、事故の日から180日以内が保険金支払いの対象で、通院保険金の支払日数は30日が限度となります。

※ 入院・通院は治療日数1日目から補償されますが、治療に伴う治療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

④ 病院費用 ：病院費用については保護者負担となります。

※令和９年度に加入する保険については、変更となる可能性があります。

9. 保護者からの届け出について

令和９年度入所後、下記の事由に該当する場合は、届け出が必要です。

※令和９年度入所申請～入所までの間の変更については、P16(3)を参照してください。

書類の受付場所:各育成クラブまたは入園所相談課(川西市役所3階⑧番カウンター)

事由	提出書類	提出期限
申請書類等の内容に変更が生じた場合	変更内容によって書類の提出が必要となる場合があります(育成クラブまたは入園所相談課にご連絡ください)。	変更が生じ次第速やかに
退所する場合	川西市留守家庭児童育成クラブ退所届	退所する月の末日
延長育成の利用を中止する場合	川西市留守家庭児童育成クラブ延長育成利用解除届	解除する月の末日
延長育成の利用を登録する場合	延長育成利用申請書	登録する月の前月末日
延長育成の利用時間を変更する場合	川西市留守家庭児童育成クラブ延長育成利用時間変更申請書	変更する月の前月末日

※提出期限は、当該日が育成クラブ休所日の場合は、直前の開所日に前倒しとなります。

※申請書類等の内容に変更が生じた場合の具体例

- 児童または保護者の住所・氏名・緊急連絡先・一時帰宅先等に変更が生じたとき
- 保護者が保育できない状況に変更が生じたとき(勤務条件の変更・転職・退職など)
- 保護者が育児休業を取得するとき等、育成クラブに入所する要件を満たさなくなるとき
- 納付書や通知書等の送付先、口座名義人に変更が生じたとき

10. 入所許可の取り消しについて

次に挙げる事項が生じた場合は、入所許可を取り消します。

- 退所届の提出があったとき
- 転校するとき
- 保護者が育児休業を取得するとき
- 保護者が家庭において保育することが可能になったとき
- 病気、その他の理由により長期欠席するとき
- 提出いただいた同意書の同意内容が守られないとき
- 無断欠席が著しいとき
- 申請書類等の内容が事実と異なることが判明したとき
- 育成料の滞納が著しいとき
- 児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行ったとき
- クラブの運営に著しく支障をきたしたとき
- 週3日以上の利用がない状態が続くことが見込まれるとき
- その他、教育長が必要と認めたとき

11. 令和 9 年度 入所申請方法・申請書類について

申請方法	申請書類（申請時に提出が必要な書類）	受付方法
オンライン申請 （原則）	（A） ・保護者（申請者）1名分の本人確認書類 ・保育の必要性を証明する書類 （B） ・その他必要な添付書類	申請フォームで受付
書面申請	（A） ・保護者（申請者）1名分の本人確認書類 ・保育の必要性を証明する書類 ・入所申請書 ・児童の健康状況表 ・同意書 （B） ・その他必要な添付書類 （C） ・延長育成利用申請書 ・育成料減免申請書 ・入学式前受入希望調書（新1年生のみ）	窓口または郵送で受付

・ 原則、オンライン（申請フォーム）での申請をお願いします。申請フォームへは市ホームページ上に掲載している「入所申請フォーム」または上表に記載の QR コードからアクセスできます。

（A）・・・【全員】必要書類 （B）・・・【該当する場合】必要書類 （C）・・・【希望する場合】必要書類

（1） 申請方法について

・ オンライン申請及び書面申請以外の方法（FAX、メール送信等）では申請を受け付けません。
・ 申請する児童1人につき 1 つの申請が必要です。
・ 提出された申請書類に不備があった場合、入園所相談課から連絡することがあります。連絡を受けた場合は、案内に従い、速やかに不備を解消するようお願いします。
・ 不備の内容によっては、受け付けできないことがあります。
・ 申請書類への記入は黒色ボールペンを使用してください（消えるペンや鉛筆は使用不可）。
・ 記入内容を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消してください（修正テープや修正液は使用不可）。
・ 申請書類の「クラブ名」の欄は、令和 8 年度の在籍クラブ名を記入してください
（令和 9 年度に初めて育成クラブに入所される児童の場合は、記入不要）。
・ 申請は、令和 8 年度在籍児童についても再度必要です。
・ 川西養護学校においては、別途取扱いとなる場合があります。

【オンライン申請について】

・ 申請書類を揃え、申請フォームに従って、申請してください。
・ 書面申請の申請書類にあり、オンライン申請の申請書類にない書類の申請については、申請フォーム上で選択・入力いただくことで申請できます。

【書面申請について】

・ 申請書類を揃え、記入漏れ・提出漏れがないよう申請してください。
・ 申請書類（保護者に係る内容：勤務証明書等）ついて、2人目以降の児童分はコピーで構いません。

（窓口で申請する場合）

・ 窓口は入園所相談課（川西市役所 3 階⑧番カウンター）です。
・ 祝日を除く平日の午前 9 時～午後 5 時で受け付けます。

（郵送で申請する場合）

・ 申請受付期間内に必着で郵送してください。消印日不可。また、特定記録などの記録が残る方法で送付してください。
・ 郵便事故・郵送におけるトラブル等については、責任を負いかねますのでご了承ください。
・ 郵送時の宛名は「666-8501 入園所相談課 留守家庭児童育成クラブ担当 宛」でお願いします。

（2）申請書類（申請時に提出が必要な書類）について

（A）保護者（申請者）1名分の本人確認書類　⇒オンライン申請、書面申請のいずれの場合も必要
下記のいずれか 1 点が必要です。
- マイナンバーカード（顔写真のある面のみ）**※マイナンバーが記載されている面は提出しないでください※**
- 運転免許証（表面・裏面）
- パスポート（顔写真のあるページ）
- 身体障害者手帳 または 療育手帳 または 精神障害者保健福祉手帳（氏名、生年月日、住所の記載が確認できるページ）
- 在留カード または 特別永住者証明書（表面・裏面）

（A）保育の必要性を証明する書類　⇒オンライン申請、書面申請のいずれの場合も必要
- 保護者それぞれについて証明が必要です。
- 申請理由によって、必要書類が異なります。下表を参照してください。

申請理由	保護者の状況とそれに対する必要書類
就労	ア 申請時に入所のしおりP3 3.入所対象児童について ②に記載の就労要件に該当する方
	（A）勤務証明書（事業者（自営業の方も含む）から証明を受けたもの） ※内定している場合も提出してください（提出できない場合、入園所相談課までご相談ください）。
	（B）確定申告書控のコピー（自営業の方のみ） ※開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可証等のコピー（いずれも用意できない場合は入園所相談課までご相談ください。）
	（B）シフト表等（変則・シフト勤務の勤務証明書で、記載内容のみで就労要件が確認できない場合） ※直近3ヶ月分のシフト表等を提出してください。
	【アに該当するが、申請受付期間までに勤務証明書が提出できない場合】 （A）申告書（申請者が申告書の①を記入し、提出してください。）
	イ 申請時に入所のしおりP3 3.入所対象児童について ②に記載の就労要件に該当しない方
	【求職活動をしていない（する予定がない）場合】 例：現在の勤務先で就労要件に該当しないが、今後、現在の勤務先で就労要件に該当するように勤務日数・時間帯を変更する（予定）等 （A）申告書（申請者が申告書の②を記入し、提出してください。）
	【求職活動をしている（する予定がある）場合】 （A）申告書（申請者が申告書の③を記入し、提出してください。）
就学	就学（職業訓練校を含む）している方（下記の2点を提出してください。）
	（A）在学証明書等（在学中の施設等から証明を受けたもの） （A）時間割表等（就学時間がわかる書類）
保護者の疾病・障がい	保護者本人が疾病・障がいの方（下記のいずれか1点を提出してください。）
	（A）診断書（医師から疾病名、療養期間、保育ができない状態かどうか等の記入があるもの）
	（A）保護者本人の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
親族の看護・介護	保護者が親族の看護・介護をしている方（下記のいずれか1点を提出してください。）
	（A）診断書（医師から保護者が親族の看護・介護を必要とする等の記入があるもの）
	（A）親族の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
その他	上記の申請理由に該当しない方（申請時に入園所相談課までご相談ください。）
	（B）（必要に応じて）市が必要と認める書類

- 原則、証明から3ヶ月以内のものを提出してください（証明から 3 ヶ月を過ぎるものは、令和 9 年度入所申請の状況（例：きょうだいが異なる申請受付期間で申請している場合等）により提出を認める場合がありますので、入園所相談課までご相談ください）。
- 勤務証明書は、育成クラブ入所申請用の様式または記載内容がそれに準ずるものとなります。勤務証明書以外の様式で提出いただいた場合や記載内容に不備がある場合は勤務先に問い合わせすることがあります。できる限り勤務証明書にて提出いただきますよう、ご協力をお願いします。
- W ワーク等をしている場合、勤務証明書を事業者数分提出してください。
- 変則・シフト勤務の勤務証明書で、勤務証明書の記載内容のみで就労要件が確認できないと判断した場合、直近3ヶ月分のシフト表等の添付書類の提出を求める場合があります。

・ 申告書は育成クラブ入所申請用の様式となります。また、診断書は入園所相談課所定の様式となります。

※申告書、診断書の様式が必要な方は、窓口で受け取りいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

・ 申告書の①を記入、提出した方は、証明を受け次第、速やかに勤務証明書を提出してください（最終の提出期限：令和 9 年度入所希望月の前月末日）。※提出がない場合、入所許可ができません。
・ 申告書の②を記入、提出した方は、就労要件に該当する勤務が決まり、証明を受け次第、速やかに勤務証明書を提出してください（最終の提出期限：令和 9 年度入所希望月の前月末日）。※提出がない場合、入所許可ができません。
・ 申告書の③を記入、提出した方は、就労要件に該当する勤務が決まり、証明を受け次第、速やかに勤務証明書を提出してください（最終の提出期限：令和 9 年度入所希望月の翌々月末日）。※提出がない場合、入所中の方は退所となります。
・ 申告書の①、②、③のいずれかを記入、提出した方で、勤務証明書が未提出の場合は、求職活動をしている方として取り扱い入所選考します。

（B）その他必要な添付書類　⇒【該当する場合】オンライン申請、書面申請のいずれの場合も必要

・ P14～15 に記載の（B）の書類が該当します。

（A）入所申請書　⇒書面申請の場合のみ必要

・ 申請者（保護者）や申請する児童の基本的な情報を把握するためのものです。

（B）離婚調停中であることが分かる裁判所などの公的な書類（該当する方のみ）

（A）児童の健康状況表　⇒書面申請の場合のみ必要

・ 児童が安心して育成クラブで集団生活をおくることができるように状況を把握するためのものです。できるだけ具体的に記入してください。
・ 申請後、児童の状況について問い合わせさせていただくことがあります。
・ 新1年生については、通われている園所に支援員が訪問させていただく場合があります。

※入所決定後に、健康状況表の記載内容と事実が異なることが判明した場合、入所許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

（B）障害者手帳（療育手帳または身体障害者手帳（お持ちの方のみ））

・ 顔写真のある頁及び判定日が記されている頁のコピーを提出してください。

（B）医療機関が証明した診断書または意見書（お持ちの方のみ）

・ コピーを提出してください。
・ 療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けていない児童であっても、育成クラブでの生活に配慮が必要な場合は、できるだけ詳しく児童の健康状況表へご記入ください。

（A）同意書　⇒書面申請の場合のみ必要

・ 内容を確認のうえ、全ての項目に同意いただく必要があります。

（C）延長育成利用申請書　⇒書面申請の場合で、希望する方のみ必要

・ 延長育成利用（P9 参照）が必要な方は提出してください。

（C）育成料減免申請書　⇒書面申請の場合で、希望する方のみ必要

・ 育成料の減免（P7～8 参照）が必要な方は提出してください。

（C）入学式前受入希望調書　⇒書面申請の場合で、新 1 年生のうち希望する方のみ必要

・ 新1年生については、原則、入学式の翌日からの入所となりますが、保護者または保護者の代理人（18歳以上）による送迎が可能な場合に限り、4月1日からの入所を許可します。
・ 入学式前から利用を希望する場合（利用する可能性がある場合も含む）は、提出してください。また、提出後に出欠を変更する場合は、4月からの入所が内定している育成クラブへ直接連絡してください。

12. 令和 9 年度 入所申請受付期間・結果通知時期・注意事項について

入所/利用希望月	申請受付期間(締め切りは午後5時まで)	結果通知時期
令和9年4月【1次募集】	令和8年11月9日(月) ～ 令和8年12月8日(火)	令和9年1月26日(火)頃(郵送)
令和9年4月【2次募集】	令和9年1月25日(月) ～ 令和9年2月17日(水)	令和9年3月3日(水)頃(郵送)
令和9年5月	令和9年3月1日(月) ～ 令和9年3月31日(水)	【内定の場合】(電話) 入所希望月の前月15日頃までに 【待機の場合】(郵送) 入所希望月の前月中旬頃
令和9年6月	令和9年4月1日(木) ～ 令和9年4月30日(金)	
令和9年7月	令和9年5月6日(木) ～ 令和9年5月31日(月)	
令和9年8月	令和9年6月1日(火) ～ 令和9年6月30日(水)	
令和9年9月	令和9年7月1日(木) ～ 令和9年7月30日(金)	
令和9年10月	令和9年8月2日(月) ～ 令和9年8月31日(火)	
令和9年11月	令和9年9月1日(水) ～ 令和9年9月30日(木)	
令和9年12月	令和9年10月1日(金) ～ 令和9年10月29日(金)	
令和10年1月	令和9年11月1日(月) ～ 令和9年11月30日(火)	
令和10年2月	令和9年12月1日(水) ～ 令和9年12月28日(火)	
令和10年3月	令和10年1月4日(火) ～ 令和10年1月31日(月)	

(1) 入所希望月・申請受付期間について

- 締め切りは午後 5 時までです。午後 5 時を過ぎた場合は、次の申請受付期間での受け付けとなります。
- 土・日・祝日は、書面申請(窓口)の受け付けができません。
- 令和 9 年 4 月入所を希望される方は、1 次募集期間に申請してください。
- 1 次募集期間後に令和 9 年4月から入所を希望される方は、2 次募集期間に申請してください。2 次募集は募集人数が少なく(若干名)、入所を待機していただく可能性がありますので、申請が可能な方は 1 次募集期間に申請してください。
- 令和 9 年度途中から入所を希望される方は、入所希望月の申請受付期間に申請してください。年度途中は、定員に空きがない場合があり、入所を待機していただく可能性がありますので、ご了承ください。
- 令和 10 年 2 月 1 日(火)以降に申請を希望される場合は、入園所相談課までご連絡ください。

(2) 結果通知時期について

- 申請を受け付けた児童について、入所の内定または待機を通知します(上表を参照してください)。(郵送)は発送予定日を記載しています。
- 2 次募集期間後に申請をされた方は、内定の場合、入所希望月の前月 15 日頃までに入園所相談課より電話にて通知します。待機の場合、入所希望月の前月中旬頃に郵送にて通知します。
- 令和 9 年 4 月以降、待機されている方が内定となる場合、内定となる入所月の前月 1 日以降に入園所相談課より電話にて通知します。

(3) 注意事項について(必ずお読みください)

- 公設育成クラブと民間育成クラブ及び民間育成クラブと他の民間育成クラブの両方に申請を行う重複申請(いわゆる併願)については、令和 9 年 1 月 24 日(日)までできませんのでご了承ください。令和 9 年 1 月 25 日(月)以降は、重複申請ができます。
- 申請後に申請する学校が変更となった場合(校区外就学、就学校の変更、転居など)は、速やかに入園所相談課へ連絡してください(変更手続きが必要です)。変更手続き完了後、変更後の学校で再度入所選考し、入所の可否を決定します。変更前の学校の育成クラブに内定していても、変更後の学校で定員超過の場合は、入所を待機していただく可能性がありますのでご了承ください。
- 申請後に不備・追加書類の提出、追加の申請、申請内容の変更(一部の申請を取り下げたい場合も含む)がある場合は、ホームページ上に掲載している「追加・変更フォーム」から追加・変更をしてください(窓口または郵送でも受け付けます)。
- 申請後(入所前)に申請または入所を取りやめる(申請済の申請内容の全てを取り下げる)場合は、速やかにホームページ上に掲載している「入所申請取下げフォーム」から申請を取り下げてください(窓口または郵送でも受け付けます)。

13. 入所申請から入所までの流れについて

入所申請　入所希望月に応じた申請受付期間(P16 参照)に申請してください。

⬇

入所選考

申し込みがあった児童については、要件を満たしており定員内の人数であれば入所を決定します。ただし、定員を超える見込みがある場合は、児童の学年(低学年が優先的に利用できるよう配慮)や健康状況(支援の必要性)、保護者の就労日数および就労時間、家庭の状況等により調整し、入所を決定します。定員超過により入所できない児童については、入所を待機していただくこととなります。

⬇

結果通知　入所希望月に応じた結果通知時期(P16 参照)に通知します。

⬇

入所前面談(個別)(該当する方のみ)

育成クラブの入所決定に際し、入園所相談課が面談が必要と判断した方へ連絡をし、個別に日程調整のうえ面談を実施します。

⬇

入所説明会(全体)（令和 9 年 4 月入所の場合:該当する方のみ）●民間委託対象校を除く

① 日時:　令和 9 年3月20 日(土)　午前10時から（予定）
② 場所:　各育成クラブ室等
③ 対象:　新1年生及び令和 9 年度から初めて入所される新2･3･4･5･6年生の保護者
- 入所許可通知書及び育成クラブ利用の説明書類等をお渡ししますので必ず出席してください。
- 詳細は内定の通知にてお知らせします。
- 当日出席できない方は、内定した育成クラブへ事前に直接連絡してください(別途調整します)。
 ⇒各育成クラブの連絡先は、P4 を参照してください。
- 入所説明会に出席したうえで入所していただきます。

●民間委託対象校
久代小、川西小、緑台小、けやき坂小については、P2 に記載のとおり、別途お知らせします。

入所説明会(個別)(令和 9 年 5 月入所以降の場合:該当する方のみ)

① 日時:　個別に日程調整
② 場所:　各育成クラブ室等
③ 対象:　新1年生及び令和 9 年度から初めて入所される新2･3･4･5･6年生の保護者
- 入所説明会に出席したうえで入所していただきます。

14. 民間育成クラブについて

申し込みなどの詳細につきましては、各民間育成クラブへお問い合わせください。

施設名及び運営主体	所在地	連絡先
学童保育ケティーハウス萩原台 （特定非営利活動法人）	萩原台西1－68　1F	072-757-7600
学童保育ケティーハウス （特定非営利活動法人）	多田桜木2－5－18　3F	
森っこクラブこどもの家 （社会福祉法人）	多田桜木2－12－6　2F	072-767-1178
里っこクラブこどもの家 （社会福祉法人）	見野3－8－20　3F	072-768-9620
山の子LIVES （特定非営利活動法人）	見野2－24－9　2F	072-794-8375（山の子LIVES） 072-795-0373（山子屋保育園）
キッズクラブ川西北 （特定非営利活動法人）	火打1丁目23―25	072-744-1424（施設直通） 0798-65-3499（三楽 西宮支部）

市ホームページにも各民間育成クラブのホームページ等を掲載しています。
右記のQRコードからアクセスできます。

15. 育成クラブの待機児童対策について

育成クラブの待機児童対策として、令和 9 年度に待機児童が多く見込まれる学校で待機児童対策を実施します。

・実施内容：
　放課後キッズプレイス

・実施対象校：
　久代小、加茂小、川西小、桜が丘小、川西北小、明峰小、多田小、多田東小、緑台小、陽明小、牧の台小

放課後キッズプレイスの概要について

放課後キッズプレイスは、留守家庭児童育成クラブの待機児童課題に対する解決策の一つとして、放課後の教室や運動場などを使用し、小学生の居場所を提供する育成クラブとは別の事業です。
育成クラブ同様、放課後や長期休業期間中などの居場所をこどもたちに提供します。

放課後キッズプレイスの申請について

放課後キッズプレイスの申請は別途必要です。なお、育成クラブと両方申請することができます。手続きの詳細については、別途、放課後キッズプレイスのホームページを確認してください。
右記のQRコードからアクセスできます。